

5 書類の提出先及び提出期限

入学一時金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。記入漏れ、添付書類の不備等がないように、よく確かめてから学校に提出してください。

なお、募集締切日の令和3（2021）年11月15日（月）は、学校から育英会への提出期限です。各学校では、事前に提出期限を設けますので、よく確認の上、早めに申込してください。

不明な点がありましたら、学校の先生又は栃木県育英会事務局へお問合せください。

公益財団法人栃木県育英会事務局
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎西別館3階）
☎028-623-3459

6 選考及び採用決定等

- (1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、令和3（2021）年12月中旬までにその結果を各中学校を通して通知します。申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。
- (2) 内定者は、進学先決定後に次の書類を提出していただき、理事長が採用を決定します。採用の決定に際し、連帯保証人2名（うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人）が必要です。

◎ 内定となった人の提出書類

- ア 合格通知書等（合格したことがわかる書類）の写し
 - イ 誓約書
 - ウ 入学先決定届・振込口座届
- 用紙は、内定通知と併せて学校あて送付します。

- (3) 採用決定となり貸与を受けた人は、4月に在学証明書を提出していただきます。その際、貸与を受けた額と在学している学校の区分が異なった場合（10万円（私立高）の貸与を受けた人が県立高に進学したとき等）は、その差額を直ちに一括で返還していただきます。

7 その他

申込書類は、県内の各中学校・市町教育委員会事務局・県教育事務所・県民プラザ及び県民相談室等に置いてあります。

また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード（※）が可能です。

※ダウンロードした願書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

別表第1

◎ 給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≥ ②	(A) の表を適用
家計支持者 ②		(B) の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（1万円未満切捨て）	所得額（1万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額×0.8－214万円
401万円以上781万円以下	収入金額×0.7－174万円
782万円以上	収入金額－408万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（1万円未満切捨て）	所得額（1万円未満切捨て）
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額－65万円
164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	収入金額×0.7－18万円
361万円以上660万円以下	収入金額×0.8－54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9－120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95－170万円
1,501万円以上	収入金額－245万円

注）給与所得以外の所得額については、収入金額から必要経費（売上原価や営業経費等）を差し引いた金額となります（1万円未満切捨て）。